

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 定年引上げに対する奨励金

**Q** : 高齢者雇用安定法により定年を延長した場合、公的助成金の給付が受けられるようですが、この助成金を受け取った場合の税務上の取り扱いを教えてください。

**A** : 助成金の支給が決まった日の属する事業年度の益金に算入します。

### 【解説】

高齢者雇用安定法が、先月1日からスタートし、定年が65歳未満と定めている事業主は、①定年を65歳まで引上げる、②65歳まで継続雇用する制度を導入する、③定年制度を廃止する、のいずれかの高齢者雇用確保措置を講じなければならないこととなりました。

ただし、この雇用確保措置は、次のように段階的に引き上げられることとされています。

- 平成18年4月～平成19年3月の間 「62歳」
- 平成19年4月～平成22年3月の間 「63歳」
- 平成22年4月～平成25年3月の間 「64歳」
- 平成25年4月～ 「65歳」

ところで、この措置に伴い、事業主が雇用制度の改正を行い、継続雇用制度を設けた場合には、その制度を設けた日の翌日から6ヶ月以内に高齢者雇用開発協会に支給申請書を提出すれば、35万円以上の公的助成金の給付が受けられるという奨励金制度があります。

定年を延長する企業は、是非、活用したい制度ですが、この助成金の給付を受けることとなった場合には、税務では、その助成金は、その給付を受けることとなった日の属する事業年度の益金に算入しなければならないこととなっています。

